

◎新潟県告示第1277号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定により、県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業三和南部地区に係る換地計画において、次の従前の土地は非農用地区域内に換地を定める土地として指定した。

平成28年12月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積㎡
上越市三和区	川浦	長田	1125－2	田	85
上越市三和区	川浦	長田	1128	田	242
上越市三和区	川浦	長田	1129	田	272
上越市三和区	野	久保田	17	田	602
上越市三和区	野	宮田	182	田	1535
上越市三和区	川浦	正里田	445	田	973
上越市三和区	川浦	高光原	946	田	252
上越市三和区	川浦	上川原	728－2	雑種地	72
上越市三和区	法花寺	コフケ田	76－1	田	207
上越市三和区	法花寺	二升田	121	雑種地	38
上越市三和区	法花寺	二升田	127	田	123
上越市三和区	法花寺	二升田	128	田	290
上越市三和区	法花寺	三角田	526－2	雑種地	61